（通関業法の一部改正に伴う経過措置）

第百二十五条　前条の規定による改正後の通関業法第六条（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、旧国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告処分は、新国税通則法第百五十七条第一項の規定による通告処分とみなす。

（清酒製造業等の安定に関する特別措置法の一部改正）

第百二十六条　清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「単式蒸留しょうちゅう製造業」を「単式蒸留焼酎製造業」に、「単式蒸留しょうちゅう製造資金」を「単式蒸留焼酎製造資金」に改める。

第二条第二項中「単式蒸留しょうちゅう製造業者」を「単式蒸留焼酎製造業者」に、「単式蒸留しょうちゅうの」を「単式蒸留焼酎の」に改め、同条第三項中「単式蒸留しょうちゅう」を「単式蒸留焼酎」に改める。

第三条第二項中「単式蒸留しょうちゅうに」を「単式蒸留焼酎に」に改め、同項第一号中「単式蒸留しょうちゅう製造業を」を「単式蒸留焼酎製造業を」に、「単式蒸留しょうちゅう製造業者」を「単式蒸留焼酎製造業者」に改め、同項第二号中「単式蒸留しょうちゅう製造業」を「単式蒸留焼酎製造業」に改める。

第六条の三（見出しを含む。）中「単式蒸留しょうちゅう業対策基金」を「単式蒸留焼酎業対策基金」に改める。

第七条の二第一項中「単式蒸留しょうちゅう製造業者」を「単式蒸留焼酎製造業者」に改め、同条第二項中「各単式蒸留しょうちゅう製造業者」を「各単式蒸留焼酎製造業者」に、「単式蒸留しょうちゅう」を「単式蒸留焼酎」に、「「単式蒸留しょうちゅう製造業者」を「「単式蒸留焼酎製造業者」に改める。

第八条第一項中「単式蒸留しょうちゅう製造業者」を「単式蒸留焼酎製造業者」に改める。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第百二十七条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第一号中「次条まで」を「この条及び次条」に、「四十五年」を「四十七年」に改める。

第八十一条に次の二項を加える。

4　第一項の規定の適用を受ける酒類を同項に規定する目的で継続的に船舶又は航空機に積み込む者として政令で定める者に該当する者が、政令で定めるところにより当該酒類の主たる積込み場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、当該承認を受けた者が提出すべき酒税法第三十条の二第一項の規定による申告書については、前項の規定は、適用しない。この場合において、第一項の規定により当該酒類の製造場とみなされる場所は、その承認の際に指定を受けた場所とする。

5　前項に定めるもののほか、同項の承認を受けた者が同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合の手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百二十八条　前条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十一条第四項の規定は、同項に規定する承認を受けた日の属する月の翌月以後に、同条第一項に規定する目的で船舶又は航空機に積み込む同条第四項に規定する酒類に係る酒税の申告書について適用する。

（行政手続法及び行政不服審査法の一部改正）

第百二十九条　次に掲げる法律の規定中「収税官吏」を「国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員」に改める。

一　行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三条第一項第六号

二　行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第七条第一項第七号

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第百三十条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第百二十五条第一項第四号中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十四条第一項」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百五十七条第一項」に改める。

第二百九十五条第一項第四号中「国税犯則取締法第十四条第一項」を「国税通則法第百五十七条第一項」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三十一条　前条の規定による改正後の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百二十五条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第二百九十五条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、旧国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告は、新国税通則法第百五十七条第一項の規定による通告とみなす。

（アルコール事業法の一部改正）

第百三十二条　アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）」に改め、「（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を削り、同条第三号中「国税犯則取締法」を「国税通則法」に改め、「（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を削り、同条第四号中「禁錮（こ）」を「禁錮」に改める。

（アルコール事業法の一部改正に伴う経過措置）

第百三十三条　前条の規定による改正後のアルコール事業法第五条（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、旧国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告処分は、新国税通則法第百五十七条第一項の規定による通告処分とみなす。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第百三十四条　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項中「の欠損金額」を「については、この」に、「の欠損金額並びに」を「並びに」に改め、「規定する特例欠損金額」の下に「については、この」を加える。

（会社更生法の一部改正）

第百三十五条　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二百四条第一項第四号中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十四条第一項」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百五十七条第一項」に改める。

（会社更生法の一部改正に伴う経過措置）

第百三十六条　前条の規定による改正後の会社更生法第二百四条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、旧国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告は、新国税通則法第百五十七条第一項の規定による通告とみなす。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第百三十七条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第一号及び第二十八条の二第一項第一号中「二」の下に「及びホ（同号ニに掲げる酒類に同号ホに規定する政令で定める植物を浸してその成分を浸出させたものに係る部分に限る。）」を加える。

（関税定率法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百三十八条　関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第八条のうち租税特別措置法第八十七条の七第二項の改正規定中「第八十七条の七第二項」を「第八十七条の五第二項」に改める。